

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1092 214 1460 294">平成27年4月28日施行 令和6年4月10日変更</p> <h1 data-bbox="388 722 1187 819">送配電等業務指針</h1> <p data-bbox="483 1436 1089 1491">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2445 214 2843 294">平成27年4月28日施行 令和__年__月__日変更</p> <h1 data-bbox="1774 722 2573 819">送配電等業務指針</h1> <p data-bbox="1869 1436 2475 1491">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和6年4月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和6年4月1日変更 <u>令和6年4月10日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(小売需要の想定)</p> <p>第6条 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者(以下「小売電気事業者等」という。)は、需要想定要領に基づき、小売供給を行う相手方の需要(以下、この章において「小売需要」という。)の想定を行い、供給計画の案の一部として、本機関に提出する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(小売需要の想定)</p> <p>第6条 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者(以下「小売電気事業者等」という。)は、需要想定要領に基づき、小売供給を行う相手方の需要(以下この章において「小売需要」という。)の想定を行い、供給計画の案の一部として、本機関に提出する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(システムアクセス業務の実施)</p> <p>第69条 一般送配電事業者及び配電事業者は、送電システムへの発電設備等(送電システムに電力を流入しない発電設備等を除く。以下、第4款を除き、本章において同じ。)及び需要設備の連系等を希望する者からの事前相談、接続検討及び契約申込み等の受付、検討、回答等の業務を行う。</p>	<p>(システムアクセス業務の実施)</p> <p>第69条 一般送配電事業者及び配電事業者は、送電システムへの発電設備等(送電システムに電力を流入しない発電設備等を除く。以下第4款を除き、本章において同じ。)及び需要設備の連系等を希望する者からの事前相談、接続検討及び契約申込み等の受付、検討、回答等の業務を行う。</p>
<p>(本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み)</p> <p>第71条 前条の規定にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。ただし、連系先となる送電システムを運用する一般送配電事業者又は配電事業者(以下、この章において「一般送配電事業者等」という。)が同一の法人又は親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。</p>	<p>(本機関に対する接続検討の申込み)</p> <p>第71条 前条の規定にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、接続検討の申込みを行うことができる。ただし、連系先となる送電システムを運用する一般送配電事業者又は配電事業者(以下この章において「一般送配電事業者等」という。)が同一の法人又は親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関する接続検討については、本機関に申し込まなければならない。</p>
<p>(事前相談の申込みの受付)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前相談の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、事前相談に関する検討を速やかに依頼する。</p>	<p>(事前相談の申込みの受付)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前相談の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、当該事前相談の対象となる送電システムを運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者に対し、事前相談に関する検討を速やかに依頼する。</p>
<p>(事前相談の申込みに対する検討)</p> <p>第76条 一般送配電事業者等は、事前相談の申込みの受付後、事前相談の回答に必要な事項について検討を実施する。</p>	<p>(事前相談の申込みに対する検討)</p> <p>第76条 一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が事前相談の申込みを受け付けた場合、事前相談の回答に必要な事項について検討を実施する。</p>
<p>(接続検討の申込み)</p> <p>第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電システムの連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込み在先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含み、以下この条及び次条において「発電設備等の変更」という。)を行う場合。ただし、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件(託送供給等約款別冊で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。)に適合するときであって、次のア又はイの規定に該当するときは除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 次条第3項の規定により、一般送配電事業者等が接続検討を不要と判断したとき</p> <p>三 (略)</p> <p>四 既設の発電設備等が連系する送電システムの変更を希望する場合(送電システムへ与える影響がない、又は軽微であるとして、一般送配電事業者等が接続検討を不要と判断した場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(接続検討の申込み)</p> <p>第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電システムの連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込み在先立ち、本機関又は一般送配電事業者等に対して、接続検討の申込みを行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含み、以下この条及び次条において「発電設備等の変更」という。)を行う場合。ただし、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件(託送供給等約款で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。)に適合するときであって、次のア又はイの規定に該当するときは除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 次条第2項の規定により、一般送配電事業者及び配電事業者が接続検討を不要と判断したとき</p> <p>三 (略)</p> <p>四 既設の発電設備等が連系する送電システムの変更を希望する場合(送電システムへ与える影響がない、又は軽微であるとして、一般送配電事業者及び配電事業者が接続検討を不要と判断した場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(発電設備等の変更に伴う接続検討の可否確認)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、<u>接続検討の可否確認を行うことができる。ただし、経済産業大臣から一般送配電事業若しくは配電事業の許可を受けている系統連系希望者又は一般送配電事業者等が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備等に関係する接続検討の可否の確認を希望する場合は、本機関に対し、可否の確認を行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>一般送配電事業者等は、接続検討の可否確認を受けた場合において、接続検討の可否について検討を行う。この場合、一般送配電事業者等は、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件に適合するときであって、発電設備等の変更に伴う事実関係の変動で新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかであるときに限り、接続検討を不要とすることができる。</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(発電設備等の変更に伴う接続検討の可否確認)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が接続検討の可否確認を受けた場合、接続検討の可否について検討を行う。この場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件に適合するときであって、発電設備等の変更に伴う事実関係の変動で新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかであるときに限り、接続検討を不要とすることができる。</u></p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(接続検討の申込みの受付)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から接続検討の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者</u>に対し、接続検討に関する検討を速やかに依頼する。</p>	<p>(接続検討の申込みの受付)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から接続検討の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>当該接続検討の対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者</u>に対し、接続検討に関する検討を速やかに依頼する。</p>
<p>(接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第84条 <u>一般送配電事業者等は、接続検討の申込みの受付後、連系線以外の流通設備に平常時において混雑が発生する場合の発電設備等の出力抑制も考慮の上、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第84条 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が接続検討の申込みを受け付けた場合、連系線以外の流通設備に平常時において混雑が発生する場合の発電設備等の出力抑制も考慮の上、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第88条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認（第5項に規定する<u>関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者の確認も含む。</u>）の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 選定事業者が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること、第88条の2に定める保証金が入金されていること（保証金を要しない場合を除く。）及び第111条第3項の規定により接続検討の検討料の額を通知したときは、当該検討料が入金されていること。</p> <p>2 <u>一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合</u></p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第88条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認（第5項に規定する<u>契約申込みの対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者の確認も含む。</u>）の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 選定事業者が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること、第88条の2に定める保証金が入金されていること（保証金を要しない場合を除く。）及び第111条第4項の規定により接続検討の検討料の額を通知したときは、当該検討料が入金されていること。</p> <p>2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも発電設備等に関する契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者</u>に対し、契約申込みに関する検討を速やかに依頼する。</p>	<p>項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも発電設備等に関する契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>当該契約申込みの対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者</u>に対し、契約申込みに関する検討を速やかに依頼する。</p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みの保証金)</p> <p>第88条の2 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、系統連系希望者に対し、<u>業務規程第74条の2</u>に定める算定方法に応じた保証金の額を通知するとともに、保証金の支払いに必要となる書類を書面又は電磁的方法にて送付する。ただし、保証金を要しない場合は除く。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みの保証金)</p> <p>第88条の2 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、系統連系希望者に対し、<u>業務規程第74条</u>に定める算定方法に応じた保証金の額を通知するとともに、保証金の支払いに必要となる書類を書面又は電磁的方法にて送付する。ただし、保証金を要しない場合は除く。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、<u>一般送配電事業者等は</u>、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、<u>発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。</u></p>	<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、<u>一般送配電事業者及び配電事業者が</u>、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、<u>一般送配電事業者等は</u>、<u>発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。</u></p>
<p>(連系予約)</p> <p>第92条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者</u>に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。</p>	<p>(連系予約)</p> <p>第92条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>当該連系予約の対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者</u>に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。</p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みに対する検討)</p> <p>第95条 <u>一般送配電事業者等は</u>、発電設備等に関する契約申込みの受付後、第84条第1項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みに対する検討)</p> <p>第95条 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は</u>、<u>一般送配電事業者等が</u>発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合、第84条第1項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(工事費負担金契約の締結等)</p> <p>第103条 (略)</p> <p>2 工事費負担金は、原則として、<u>一般送配電事業者等</u>が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。ただし、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者等に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(工事費負担金契約の締結等)</p> <p>第103条 (略)</p> <p>2 工事費負担金は、原則として、<u>一般送配電事業者及び配電事業者が</u>連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。ただし、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者等に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(本機関が受け付けた事前相談に関する検討)</p> <p>第110条 <u>一般送配電事業者等は</u>、本機関が受け付けた事前相談に関して業務規程第69条第1項の規定による依頼を受けた場合は、事前相談の検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の5営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</p>	<p>第110条 削除</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>2 <u>一般送配電事業者等は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面又は電磁的方法にて報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>一般送配電事業者等は、本機関に事前相談の検討結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</u></p>	
<p>(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の額の通知等)</p> <p>第111条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の額の通知等)</p> <p>第111条 (略)</p> <p>2 <u>特定系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに検討料を支払い、検討料の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(本機関が受け付けた接続検討)</p> <p>第112条 一般送配電事業者等は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項、第81条第2項及び第82条第2項の規定による依頼を受けた場合は、<u>接続検討</u>を行い、本機関から特定系統連系希望者又は国への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(本機関が受け付けた接続検討)</p> <p>第112条 一般送配電事業者等は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項、第81条第2項及び第82条第2項の規定による依頼を受けた場合は、<u>第81条第5項及び第84条の規定に準じて接続検討</u>を行い、本機関から特定系統連系希望者又は国への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(本機関が受け付けた接続検討の要否確認)</p> <p>第113条 <u>一般送配電事業者等は、本機関が受け付けた接続検討の要否確認に関して、業務規程第74条第1項の規定による確認の依頼を受けた場合は、速やかに接続検討の要否について検討を行い、検討結果を本機関に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>一般送配電事業者等は、本機関に接続検討の要否確認の結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</u></p>	<p>(一般送配電事業者等が受け付けた案件に対する本機関からの再検討要請)</p> <p>第113条 <u>一般送配電事業者等は、事前相談、接続検討の要否確認及び接続検討の結果を回答した案件について、業務規程第98条第4項の規定により本機関から再検討を求められた場合は、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</u></p> <p>(削る)</p>
<p>(事前検討の申込み及び受付)</p> <p>第114条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前検討の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、事前検討を速やかに依頼する。</u></p>	<p>(事前検討の申込み及び受付)</p> <p>第114条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前検討の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>当該事前検討の対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者</u>に対し、事前検討を速やかに依頼する。</p>
<p>(事前検討の申込みに対する検討及び回答)</p> <p>第115条 <u>一般送配電事業者等は、事前検討の申込みの受付後、アクセス設備、電力量計量器、通信設備その他電気の供給に必要な工事の要否及び工事が必要な場合の工事の対象について検討を実施する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(事前検討の申込みに対する検討及び回答)</p> <p>第115条 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が事前検討の申込みを受け付けた場合、アクセス設備、電力量計量器、通信設備その他電気の供給に必要な工事の要否及び工事が必要な場合の工事の対象について検討を実施する。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(需要設備に関する契約申込み及び受付)</p> <p>第116条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、系統連系希望者及び第4項に規定する<u>関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者</u>と協議の上、前項の申込みに対する回答予定日を決定する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者</u>に対し、契約申込みに対する検討を</p>	<p>(需要設備に関する契約申込み及び受付)</p> <p>第116条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、系統連系希望者及び第4項に規定する<u>契約申込みの対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者</u>と協議の上、前項の申込みに対する回答予定日を決定する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>当該契約申込みの対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
速やかに依頼する。	業者に対し、契約申込みに対する検討を速やかに依頼する。
<p>(需要設備に関する契約申込みに対する検討及び回答)</p> <p>第117条 <u>一般送配電事業者等は、需要設備に関する契約申込みの受付後、契約申込みの回答に必要な事項について検討を実施する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(需要設備に関する契約申込みに対する検討及び回答)</p> <p>第117条 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合、契約申込みの回答に必要な事項について検討を実施する。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付)</p> <p>第120条の2 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを受け付けた場合であって、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる特別高圧の送電系統(特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下この節において同じ。)の工事が、当該開始の申込みを受け付けた一般送配電事業者等の運用する送電系統ではない場合には、対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、第120条の4第1項第1号の規定による電源接続案件一括検討プロセスの開始判断を速やかに依頼する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付)</p> <p>第120条の2 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを受け付けた場合であって、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる特別高圧の送電系統(特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下この節において同じ。)の工事が、当該開始の申込みを受け付けた一般送配電事業者等の運用する送電系統ではない場合には、対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者に対し、第120条の4第1項第1号の規定による電源接続案件一括検討プロセスの開始判断を速やかに依頼する。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始)</p> <p>第120条の4 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、第120条の2第1項の規定による申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始)</p> <p>第120条の4 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者等は、第120条の2第1項の規定による申込みの受付後、一般送配電事業者及び配電事業者が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>(系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスへの応募等の受付)</p> <p>第122条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</u></p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスへの応募等の受付)</p> <p>第122条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</u></p> <p>6・7 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて <u>本機関</u>、<u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて <u>本機関及び一般送配電事業者等</u>が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等)</p> <p>第122条の8 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも再接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場</u></p>	<p>(系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等)</p> <p>第122条の8 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも再接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるもの</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>する。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の10 一般送配電事業者及び配電事業者は、<u>本機関、一般送配電事業者及び配電事業者</u>が受け付けた全ての再接続検討の申込内容を前提に、再接続検討の回答に必要な事項について検討を行う。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の10 一般送配電事業者及び配電事業者は、<u>本機関及び一般送配電事業者等</u>が受け付けた全ての再接続検討の申込内容を前提に、再接続検討の回答に必要な事項について検討を行う。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)</p> <p>第123条の2 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者等</u>は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)</p> <p>第123条の2 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みに対する検討)</p> <p>第123条の3 <u>一般送配電事業者等</u>は、<u>電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付後</u>、第84条第1項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みに対する検討)</p> <p>第123条の3 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを受け付けた場合</u>、第84条第1項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの中止等)</p> <p>第123条の8 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、<u>電源接続案件一括検討プロセスを中止するとき</u>は、<u>同プロセスの申込者又は応募者</u>に対して、意見を聴取する。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの中止等)</p> <p>第123条の8 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者等</u>は、<u>電源接続案件一括検討プロセスを中止しようとするとき</u>は、<u>あらかじめ当該電源接続案件一括検討プロセスの申込者又は応募者</u>に対して、意見を聴取する。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施)</p> <p>第131条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>一般送配電事業者等</u>は、<u>混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会</u>、<u>概要検討</u>、<u>同プロセス開始及び同プロセスへの応募の受付</u>、<u>検討</u>、<u>回答等の業務</u>を行う。</p>	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施)</p> <p>第131条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、<u>混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会</u>、<u>概要検討</u>、<u>当該系統増強プロセス開始及び同プロセスへの応募の受付</u>、<u>検討</u>、<u>回答等の業務</u>を行う。</p>
<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込みに対する検討)</p> <p>第131条の6 <u>一般送配電事業者等</u>は、<u>混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込みを受け付けた場合</u>、当該申込みの対象となる混雑緩和プロセス適用可能系統の混雑状況等を考慮の上、回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込みに対する検討)</p> <p>第131条の6 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおいて一般送配電事業者等が混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込みを受け付けた場合</u>、当該申込みの対象となる混雑緩和プロセス適用可能系統の混雑状況等を考慮の上、回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みに対する検討)</p> <p>第131条の12 <u>一般送配電事業者等</u>は、<u>混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおいて本機</u></p>	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みに対する検討)</p> <p>第131条の12 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>関又は一般送配電事業者等が混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みを受け付けた場合、回答に必要となる事項について検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>において本機関又は一般送配電事業者等が混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みを受け付けた場合、回答に必要となる事項について検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みの受付等)</p> <p>第131条の16 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者から前条第1項の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第3項の規定による負担可能な工事費負担金の上限額の申告がされていること(ただし、前条第4項に基づき募集手続を省略する場合を除く。)、次条に定める保証金が入金されていること及び混雑緩和希望者の連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統における混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス実施の実績等を確認の上、同プロセス開始の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の受付後速やかに、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの開始を公表するとともに、本機関に報告する。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、第1項の受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、同プロセスによる系統増強が行われるものとして扱う。</p> <p>4 一般送配電事業者等は、第131条の24第1項第2号、第131条の26第1項又は第4項の規定により同プロセスによる系統増強が行われないことが確定した場合には、前項の扱いを取りやめる。</p>	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みの受付等)</p> <p>第131条の16 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者から前条第1項の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第3項の規定による負担可能な工事費負担金の上限額の申告がされていること(ただし、前条第4項に基づき募集手続を省略する場合を除く。)、次条に定める保証金が入金されていること及び混雑緩和希望者の連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統における当該系統増強プロセス実施の実績等を確認の上、同プロセス開始の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の受付後速やかに、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの開始を公表するとともに、本機関に報告する。</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、第1項の受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、同プロセスによる系統増強が行われるものとして扱う。</p> <p>4 一般送配電事業者及び配電事業者は、第131条の24第1項第2号、第131条の26第1項又は第4項の規定により同プロセスによる系統増強が行われないことが確定した場合には、前項の扱いを取りやめる。</p>
<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける追加混雑緩和希望者の募集等)</p> <p>第131条の18 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者から第131条の15の規定による混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを受け付けた場合、第131条の13の概要検討の回答を基に、同プロセスにおける系統増強工事の概要及び募集対象エリアを公表し、追加混雑緩和希望者を募集する。ただし、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを行った混雑緩和希望者から第131条の15第4項の募集手続の省略の申込みを受け付けた場合は、この限りでない。</p>	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける追加混雑緩和希望者の募集等)</p> <p>第131条の18 一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が混雑緩和希望者から第131条の15の規定による混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを受け付けた場合、第131条の13の概要検討の回答を基に、当該系統増強プロセスにおける系統増強工事の概要及び募集対象エリアを公表し、追加混雑緩和希望者を募集する。ただし、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを行った混雑緩和希望者から第131条の15第4項の募集手続の省略の申込みを受け付けた場合は、この限りでない。</p>
<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込みに対する検討)</p> <p>第131条の22 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを行った混雑緩和希望者から第131条の15第4項の募集手続の省略の申込みの受付後又は前条第2項の契約締結後、第84条第1項の規定に準じて、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込みに対する検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込みに対する検討)</p> <p>第131条の22 一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを行った混雑緩和希望者から第131条の15第4項の募集手続の省略の申込みを受け付けた場合又は前条第2項の契約を締結した場合、第84条第1項の規定に準じて、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込みに対する検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの完了)</p> <p>第131条の24 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを完了するものとする。</p> <p>一 一般送配電事業者又は配電事業者と混雑緩和希望者又は追加混雑緩和希望者(検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により混雑の緩和を目的とする系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。)との間で工事費負担金契約が締結され、当該工事費負担金の入金を確認されたとき</p> <p>二 (略)</p>	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの完了)</p> <p>第131条の24 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを完了するものとする。</p> <p>一 一般送配電事業者等と混雑緩和希望者又は追加混雑緩和希望者(検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により混雑の緩和を目的とする系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。)との間で工事費負担金契約が締結され、当該工事費負担金の入金を確認されたとき</p> <p>二 (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>2 (略)</p> <p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止等)</p> <p>第131条の26 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の規定に基づき混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを中止するときは、混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者(検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により混雑の緩和を目的とする系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。)</u> に対して、<u>意見を聴取する。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止等)</p> <p>第131条の26 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者等は、前項の規定に基づき混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを中止しようとするときは、混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者(検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により混雑の緩和を目的とする系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。)</u> に対して、<u>あらかじめ意見を聴取する。</u></p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(一般送配電事業者又は配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則)</p> <p>第137条 発電設備等又は需要設備の連系等に際し、一般送配電事業者又は配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備(以下、この条において、需要設備を含む。)の工事が含まれる場合の工事費負担金契約等の内容は、一般送配電事業者<u>又は配電事業者を含む関係者間の協議により定めるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(一般送配電事業者又は配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則)</p> <p>第137条 発電設備等又は需要設備の連系等に際し、一般送配電事業者又は配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備(以下この条において、需要設備を含む。)の工事が含まれる場合の工事費負担金契約等の内容は、一般送配電事業者<u>及び配電事業者を含む関係者間の協議により定めるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(託送供給契約者による計画の提出)</p> <p>第138条 (略)</p> <p>2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画(調達先(翌日取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。))ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、<u>翌々日計画以前は</u>、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)</p> <p>三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先(翌日取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。))ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、<u>翌々日計画以前は</u>、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 複数の託送供給契約者(自己等への電気の供給を行う者を除く。以下、この項及び次項において同じ。)が、託送供給契約に関する一般送配電事業者又は配電事業者との協議及び託送供給の実施に関する事項についての権限を特定の託送供給契約者(以下「代表契約者」という。)に委任している場合においては、第1項の規定にかかわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表8-1 需要調達計画等の提出</p>	<p>(託送供給契約者による計画の提出)</p> <p>第138条 (略)</p> <p>2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画(調達先(翌日取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。))ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、<u>週間計画以前は</u>、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)</p> <p>三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先(翌日取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。))ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、<u>週間計画以前は</u>、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 複数の託送供給契約者(自己等への電気の供給を行う者を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、託送供給契約に関する一般送配電事業者又は配電事業者との協議及び託送供給の実施に関する事項についての権限を特定の託送供給契約者(以下「代表契約者」という。)に委任している場合においては、第1項の規定にかかわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表8-1 需要調達計画等の提出</p>

変更前 (変更点に下線)							変更後 (変更点に下線)							
提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画 (※1)	提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日計画	翌日計画 (※1)	当日計画 (※2)	
提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時 (※2) (※3)	毎日午前12時 (※2)	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時 (※3)	毎日午前12時 (※3)	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	
提出内容	需要計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要電力	週間計画と同1～2点の時刻の需要電力	30分ごとの需要電力量	30分ごとの需要電力量	需要計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要電力	30分ごとの需要電力量	30分ごとの需要電力量	30分ごとの需要電力量
	調達計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	週間計画と同1～2点の時刻の調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	調達計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
	販売計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売分の計画値	週間計画と同1～2点の時刻の販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値	販売計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
(新設) (※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※2) 提出日が休業日の場合も含む。 (※3) 週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。							(※1) 翌々日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※2) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※3) 提出日が休業日の場合も含む。 (削る)							
(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出) 第139条 (略) 2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 (略) 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、 <u>翌々日計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。</u>) 三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画(調達先ごとに記載することを							(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出) 第139条 (略) 2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 (略) 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、 <u>週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。</u>) 三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画(調達先ごとに記載することを							

変更前 (変更点に下線)							変更後 (変更点に下線)						
<p>要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、<u>翌々日計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。</u></p> <p>3・4 (略)</p>							<p>要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、<u>週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。</u></p> <p>3・4 (略)</p>						
別表8-2 発電販売計画等の提出							別表8-2 発電販売計画等の提出						
提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画 (※1)	提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日計画	翌日計画 (※1)	当日計画 (※2)
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	毎日 午前10時 (※2) (※3)	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前	提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	毎日 午前10時 (※3)	毎日 午前12時 (※3)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前
提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の供給電力	<u>週間計画と同一2点の時刻の供給電力</u>	30分ごとの供給電力量	30分ごとの供給電力量	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の供給電力	<u>30分ごとの供給電力量</u>	30分ごとの供給電力量	30分ごとの供給電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	<u>週間計画と同一2点の時刻の販売電力</u>	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	<u>30分ごとの販売分の計画値</u>	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	<u>週間計画と同一2点の時刻の調達分の計画値</u>	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	<u>30分ごとの調達分の計画値</u>	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
<p>(新設)</p> <p>(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。</p> <p>(※2) 提出日が休業日の場合も含む。</p> <p>(※3) 週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。</p>							<p>(※1) 翌々日計画に変更が生じた場合に提出する。</p> <p>(※2) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。</p> <p>(※3) 提出日が休業日の場合も含む。</p> <p>(削る)</p>						
<p>(需要抑制契約者による計画の提出)</p> <p>第139条の2 (略)</p> <p>2 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p>							<p>(需要抑制契約者による計画の提出)</p> <p>第139条の2 (略)</p> <p>2 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p>						

変更前 (変更点の下線)	
二 販売計画	販売先の調達計画に対応して販売する計画 (販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、 <u>翌々日計画以前は</u> 、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)
三 調達計画	調達先の販売計画に対応して調達する計画 (調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、 <u>翌々日計画以前は</u> 、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)
四	(略)
3	(略)

変更後 (変更点の下線)	
二 販売計画	販売先の調達計画に対応して販売する計画 (販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、 <u>週間計画以前は</u> 、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)
三 調達計画	調達先の販売計画に対応して調達する計画 (調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、 <u>週間計画以前は</u> 、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)
四	(略)
3	(略)

別表 8-3 需要抑制計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画 (※1)	
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前10時 (※2) (※3)	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前	
提出内容	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要抑制電力	<u>週間計画と同</u> 一2点の時刻 の需要抑制電 力	30分ごとの 需要抑制電 力量	30分ごとの 需要抑制電 力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	<u>週間計画と同</u> 一2点の時刻 の販売電力	30分ごとの 販売分の計 画値	30分ごとの 販売分の計 画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	<u>週間計画と同</u> 一2点の時刻 の調達分の計 画値	30分ごとの 調達分の計 画値	30分ごとの 調達分の計 画値

別表 8-3 需要抑制計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日計画	翌日計画 (※1)	当日計画 (※2)
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前10時 (※3)	毎日 午前12時 (※3)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前
提出内容	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要抑制電力	<u>30分ごとの</u> 需要抑制電 力	30分ごとの 需要抑制電 力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	<u>30分ごとの</u> 販売分の計 画値	30分ごとの 販売分の計 画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	<u>30分ごとの</u> 調達分の計 画値	30分ごとの 調達分の計 画値

変更前 (変更点に下線)							変更後 (変更点に下線)								
	ベ ー ス ラ イン	—	—	—	二	30分ごとの 計画値	30分ごとの 計画値		ベ ー ス ラ イン	—	—	—	30分ごとの 計画値	30分ごとの 計画値	30分ごとの 計画値
(新設) (※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※2) 提出日が休業日の場合も含む。 (※3) 週間計画における翌々に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。							(※1) 翌々日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※2) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※3) 提出日が休業日の場合も含む。 (削る)								
(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置) 第140条 再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(この条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつて、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、 <u>翌々日計画以前の計画</u> については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。 一・二 (略) 2・3 (略)							(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置) 第140条 再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(この条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつて、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、 <u>週間計画以前の計画</u> については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。 一・二 (略) 2・3 (略)								
(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出) 第141条 (略) 別表8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出							(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出) 第141条 (略) 別表8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出								
提出する 計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	月間計画 (第1～ 第2年度)	週間計画 (翌週、 翌々週)	週間計画 (第1～ 第2年度)	週間計画 (第1～ 第2年度)	翌々日計画	翌々日計画	翌々日計画	翌々日計画	翌々日計画	翌々日計画	翌々日計画	翌々日計画
提出期限	毎年 3月25日	毎年 3月25日	毎月25日	毎月25日	毎週木曜日	毎週木曜日	毎週木曜日	毎日 17時30分 (※1) (※2)	毎日 17時30分 (※1)	毎日 17時30分 (※1)	毎日 17時30分 (※1)	毎日 17時30分 (※1)	毎日 17時30分 (※1)	毎日 17時30分 (※1)	30分ごとの 実需給の開始 時刻の1時間 前

変更前 (変更点に下線)							変更後 (変更点に下線)							
提出内容	供給区域 需要電力	各月平休日別の需要電力の 最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の 最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の 需要電力	週間計画と同一2点の時刻 の需要電力	翌日の30分ごとの需要電 力量	当日の30分 ごとの需要電 力量	供給区域 需要電力	各月平休日別の需要電力の 最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の 最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の需 要電力	翌日の30分 ごとの需要電 力量	翌日の30分 ごとの需要電 力量	当日の30分 ごとの需要電 力量
	供給区域 供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	供給区域 供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力
	供給区域 予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	供給区域 予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力
	供給区域 調整力	—	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	供給区域 調整力	—	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)
(※1) 提出日が休業日の場合も含む。 (※2) 週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。							(※1) 提出日が休業日の場合も含む。 (削る)							
(特定送配電事業者による情報提出) 第142条 特定送配電事業者(一般送配電事業者又は配電事業者と託送供給契約を締結していない登録特定送配電事業者を含む。以下、この条において同じ。)は、供給計画のほか、本機関が必要と認めるときは、供給地点の需要及び供給力に関する資料を提出しなければならない。 2 (略)							(特定送配電事業者による情報提出) 第142条 特定送配電事業者(一般送配電事業者又は配電事業者と託送供給契約を締結していない登録特定送配電事業者を含む。以下この条において同じ。)は、供給計画のほか、本機関が必要と認めるときは、供給地点の需要及び供給力に関する資料を提出しなければならない。 2 (略)							
(一般送配電事業者による作業停止計画の調整) 第229条 一般送配電事業者は、業務規程別表11-1に示す種別の電力設備の作業停止計画の取りまとめ及び調整を行う。ただし、本機関が調整を行う電力設備の作業停止計画については、この限りでない(以下、一般送配電事業者が調整を行う作業停止計画を、この章において「調整対象作業停止計画」という。) 2 (略)							(一般送配電事業者による作業停止計画の調整) 第229条 一般送配電事業者は、業務規程別表11-1に示す種別の電力設備の作業停止計画の取りまとめ及び調整を行う。ただし、本機関が調整を行う電力設備の作業停止計画については、この限りでない(以下一般送配電事業者が調整を行う作業停止計画を、この章において「調整対象作業停止計画」という。) 2 (略)							
(作業停止計画の原案の提出) 第230条 作業停止計画提出者は、次条に掲げる電力設備(一般送配電事業者と電気供給事業者の間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下、この章において同じ。)の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表12-1で定める期日までに、別表12-2に掲げるところにより、作業停止計画の原案を提出する。 2~4 (略)							(作業停止計画の原案の提出) 第230条 作業停止計画提出者は、次条に掲げる電力設備(一般送配電事業者と電気供給事業者の間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下この章において同じ。)の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表12-1で定める期日までに、別表12-2に掲げるところにより、作業停止計画の原案を提出する。 2~4 (略)							

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(託送供給契約の切替え)</p> <p>第254条 小売電気事業者は、需要者が現に他の小売電気事業者(以下「現小売電気事業者」という。)から電気の小売供給を受けている場合において、当該需要者との間で新たに電気の小売供給を行う旨の契約(以下「小売供給契約」という。)を締結したときは、スイッチング支援システムを通じて、一般送配事業者又は配電事業者に対し、速やかに託送供給契約の切替えの申込み(以下「スイッチング開始申込み」という。)を行う(以下、スイッチング開始申込みを行う小売電気事業者を「新小売電気事業者」という。)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(託送供給契約の切替え)</p> <p>第254条 小売電気事業者は、需要者が現に他の小売電気事業者(以下「現小売電気事業者」という。)から電気の小売供給を受けている場合において、当該需要者との間で新たに電気の小売供給を行う旨の契約(以下「小売供給契約」という。)を締結したときは、スイッチング支援システムを通じて、一般送配事業者又は配電事業者に対し、速やかに託送供給契約の切替えの申込み(以下「スイッチング開始申込み」という。)を行う(以下スイッチング開始申込みを行う小売電気事業者を「新小売電気事業者」という。)</p> <p>2・3 (略)</p>

附則(令和 年 月 日)

(施行期日)

第1条 本指針は、令和6年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第131条の2(事前照会に係る申込み及び業務に限る。)及び第131条の6の改正規定は、令和7年1月6日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

3 第1項の規定にかかわらず、第131条の2(事前照会に係る申込み及び業務を除く。)、第131条の12、第131条の16、第131条の18、第131条の22、第131条の24及び第131条の26の改正規定は、令和6年8月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。

4 第1項の規定にかかわらず、第138条から第141条までの改正規定は、令和7年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。